

公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団
S A Y A K Aホール活性化事業補助金要綱

(目的)

第1条 市民の自主的な芸術文化活動を促進し、大阪狭山市の文化施設であるS A Y A K Aホールが有効且つ積極的に活用されることを目的とする。

(名称)

第2条 この補助金の名称を「文化の花咲かそ補助金」と称する。

(申請・応募資格)

第3条 大阪狭山市内で文化活動を行う者が1人以上を有し、創造意欲をもって自主的に文化活動を実践されている団体又は個人とする。

(対象公演・催事)

第4条 S A Y A K Aホールを会場として活用されるもので、次に定めるいずれかの項目に該当する内容を持つもの。

- 1) 企画に創造的な発想があり、活動する団体、個人に今後の成長・発展が期待される。
- 2) 新しい造形物へのチャレンジ精神に豊んでいるもの。
- 3) 地域として価値があり、継続すべき事業、公演。

2 他の補助金の申請や交付をされていない事業。

(選考及び指定)

第5条 申請のあった公演・催事について、「文化の花咲かそ補助金」選考委員会で審査・選考を行い指定する。

2 補助金指定決定後に該当事業の中止又は内容変更を行う場合は、所定の書式により、中止又は内容変更を届けねばならない。大幅な内容変更を行う時は再審査となる。

(補助金の額)

第6条 補助金は、1人又は1団体につき上限を30万円とする。

2 補助金決定額は、審査内容により申請額と異なる場合がある。

(補助金交付の申請)

第7条 第3条、第4条により指定され、補助金の交付を受けようとする者は「文化の花咲かそ補助金」申請書類を理事長に提出しなければならない。

2 応募要項、申請書類は別に定める。

(事業結果報告と補助金の支払い)

第8条 事業を行った者は、その終了後30日以内に所定の書類により結果報告を理事長に提出し、理事長は報告を受け、適正と認めたものについて補助金を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

令和5年度(2023年度)文化の花咲かそ補助金募集要項

(公財)大阪狭山市文化振興事業団は SAYAKA ホールを大阪狭山市の文化活動の拠点として、その創造の場づくりの実現を応援するため補助金制度「文化の花咲かそ補助金」を設けております。

「今まであたためてきた企画」「みんなで稽古を積んできたその成果を是非発表したい」「私が発見したこの素晴らしい才能をみんなに知らせたい」など、そんなあなたの夢を実現させるべく振るってご応募下さい。

1. 補助金額

補助金総額200万円。1個人又は1団体に交付される額は30万円を上限とします。

2. 対象

SAYAKAホール（大ホール、小ホール、コンベンションホール、展示ホール）を使用して創作・公演する芸術・文化催事の企画で補助金要綱第4条に該当するものとします。

3. 応募資格

大阪狭山市内で文化活動を行っている個人又は団体とします。

4. 補助金対象公演・催事実施期間

令和5年（2023年）4月1日（土）から令和6年（2024）2月29日（木）までとします。

5. 補助対象範囲

SAYAKAホール施設利用料、付属設備利用料の全額と（別紙2）に定められた経費（対象外経費を除く）2分の1相当額までとします。

※詳しくは記入例を参照

6. 募集期間

令和5年（2023年）3月1日（水）から令和5年4月15日（土）までとします。

7. 応募方法

募集要項に添付した申請書類に必要事項を記入して、上記募集期間内に下記の提出先へ提出してください。

但し、1団体につき1事業とします。

※提出された書類はお返ししませんので、必要なものは各自でコピーするなどしてから提出してください。

申請書類

- ・補助金申請書及び事業計画書（別紙1）
- ・予算書（別紙2）
- ・団体概要書（別紙3）
- ・定款、会則またはこれに準ずるもの

提出先

大阪狭山市文化会館（SAYAKAホール）1階管理事務室
〔午前9時～午後9時、火曜日は休館（祝日は除く）〕

8. 選考審査

審査は選考委員会にて書類審査並びに企画者プレゼンテーションをもって行い、選考委員は（公財）大阪狭山市文化振興事業団プロデューサー及び外部有識者を含む選考委員5名で審査選考を行います。（事業団2名・外部3名）

(1) 審査基準

- ①企画意図
- ②内容・構成（演劇の場合はシノプシス）
- ③計画性
- ④発展性
- ⑤参加性

(2) 審査日時

令和5年5月8日（月）10時より予定

プレゼンテーション時間は募集期間終了後、担当者に連絡

致します。

9. 結果通知

選考結果の通知は、審査終了後5月15日（月）までに全ての申請団体（又は個人）に郵送にて行います。

尚、審査結果はSAYAKAホール・ホームページにて公表いたします。

（ホームページアドレス/<http://www.sayaka-hall.jp>）

10. 事業完了の報告

補助金交付が決まった団体（又は個人）は該当事業が完了した日から起算して30日以内に応募時に配布された募集要項の（別紙4）及び（別紙5）※に必要事項（又は数値）を記入の上（公財）大阪狭山市文化振興事業団「文化の花咲かそ補助金」事務局まで提出して下さい。

※別紙4：事業報告書

別紙5：収支決算書（領収書を添付して下さい。）

11. 補助金の交付

補助金交付は、前項に、提出された完了報告書を精査し、事業団理事長が適正と認めたものについて支払われます。支払い方法は銀行振り込みとします。

尚、補助金交付額は、報告書審査により申請額と異なる場合があります。

12. その他

応募申請書類は、「公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団情報公開規程」及び「大阪狭山市文化振興事業団情報公開要領」に基づき公開します。

13. 問い合わせ

〒589-0005

大阪狭山市狭山1丁目875-1

「文化の花咲かそ補助金」事務局

Tel 365-8700・Fax 365-6700

電子メール：info@sayaka-hall.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

補助金申請書及び事業計画書

受付番号

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者	印

1. 事業名 (公演タイトル)					
2. 主旨・目的					
3. 企画内容					
4. 事業実施期間	令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで				
5. 実施場所	大ホール・小ホール・コンベンションホール 展示ホール				
6. 協力・連携等を行う 団体	<small>ふりがな</small> 団体名 協力・連携等の内容				
7. 参加人数	人	8. 入場者数	人		
開場時間	:	開演時間	:	終演時間	:
9. 入場料	①無料 ②有料 ()				
10. 事業の広報 (周知方法)					
11. 補助金申請額					

(別紙2)		団体名	
収 支 予 算 書			
収入の部			(単位：円)
項 目	予算額		備考
1. 団体自己負担			
2. 補助金			
3. 事業収入			
4. 寄付金・協賛金			
5. その他			
合 計			
支出の部			(単位：円)
項 目	予算額	対象経費	備考
1. 文芸費			
原作料			
脚本料			
構成料			
演出料			
2. 音楽費			
作曲・編曲料			
演奏料			
3. 振付料			
4. 舞台装置費			
附属設備料			
人件費			
5. 照明費			
附属設備料			
人件費			
6. 音響費			
附属設備料			
人件費			
7. 施設使用料			
ホール			
楽屋			
リハーサル			
会議室等			
8. 会場設営費 (展示催事)			
9. 宣伝費			
10. 通信費			
11. 交通、運搬費			
12. その他			
合 計			
		※	は対象外

収支予算書記入例

(別紙2)		団体名	
収 支 予 算 書			
収入の部		(単位：円)	
項 目	予算額	備 考	
1. 団体自己負担		収入合計から2～5を差し引いたものが自己負担金になります。	
2. 補助金			
3. 事業収入			
4. 寄付金・協賛金			
5. その他			
合 計		支出の部の合計額に一致します。	
支出の部		(単位：円)	
項 目	予算額	対象経費	備 考
1. 文芸費			
原資料			
脚本料			
構成料			
演出料			
2. 音楽費			
作曲・編曲料			
演奏料			
3. 振付料			
4. 舞台装置費			全額対象と記載している所は予算額をそのまま対象経費として記入下さい。
附属設備料		全額対象	
人件費		2分の1対象	又、2分の1対象と記載している所は、予算の半分の額を経費として記入して下さい。
5. 照明費			
附属設備料		全額対象	
人件費		2分の1対象	
6. 音響費			
附属設備料		全額対象	
人件費		2分の1対象	
7. 施設使用料			
ホール		全額対象	
楽屋		全額対象	
リハーサル		全額対象	
会議室等		全額対象	
8. 会場設営費 (展示催事)		2分の1対象	対象経費とはなりません。
9. 宣伝費			
10. 通信費			
11. 交通、運搬費			収入の部の合計額に一致します。
12. その他			
合 計			
		※	は対象外

補助金対象事業に係る直接経費

令和 5 年度「文化の花咲かそ補助金」の 5. 補助金の対象事業経費の範囲については、以下のとおりとします。

1. 補助の範囲

申請者が支出する補助金の対象事業に係る直接経費のうち、実績報告時に請求書、領収書等により、日付、支払者、内容（明細）、金額等が確認できるものを補助対象事業経費とします。

なお、その他の項目に該当する場合、別途明細一覧を作成し添付してください。

(1) 文芸費

原作料、脚本料、デザイン料、構成料、演出料、監修料、舞台監督料

(2) 音楽費

作曲料、編曲料、著作権使用料、演奏料、指揮料、ソリスト出演料、俳優等出演料、その他出演に係る補助費用

(3) 振付料

振付料、指導料

(4) 舞台装置費

舞台設備に係る備品代及び実費、舞台人件費の 2 分の 1

例：長机、イス、ピアノ、演台、司会者台、指揮者台、譜面台、大迫、オーケストラピット、
屏風、平台、リノリウムマット、丸テーブル、長机用白布、
パーテーション、看板、
コンベンションホール簡易マイク設営費・仮設舞台設営費等

(5) 照明費

照明設備に係る備品代及び実費、照明人件費の 2 分の 1

例：基本照明セット、ホリゾントライト、スポットライト、カラーフィルター、スモークマシン、ミラーボール等

(6) 音響費

音響設備に係る備品代及び実費、音響人件費の 2 分の 1

例：場内拡声、スピーカー、マイク、CD・MDプレーヤー、
カセットテープレコーダー等

(7) 施設使用料

ホール代（施設代）、楽屋代、リハーサル室及び会議室等の利用料金

(8) 会場設営費（展示催事）

展示工作及び撤去費（原材料費の2分の1）、会場設営費（展示用パネル等の会場設営に係るアルバイト人件費の2分の1）

(9) 宣伝費

広告宣伝費、ポスター・チラシ制作費、プログラム制作費、チケット制作費、資料印刷費、

チケット販売手数料、その他広報物等に係る制作及び印刷等費用

(10) 通信費

案内等に係る郵送料、切手代

(11) 交通、運搬費

出演者等交通費、出演者等宿泊費、楽器運搬費、道具運搬費

(12) その他

上記の各項目に該当しないもの及び対象経費として認められないもの。

(※個人又は団体、
講師、司会者への謝礼金等も含みます。)

その他、記録費、保険料、企画制作費、事業運営費等。

2. 次に掲げる経費は補助対象外とする。

①事業実施期間（令和5年4月1日から令和6年2月29日）外に発生した経費

②事業実施者（申請者）以外の者が支出した経費

③楽器・備品の購入費

④コンクールに係る賞金及び賞品等に係る経費

⑤手土産代、記念品代、出演者等への花束代等物品による謝礼費用

⑥団体運営費用

※団体を運営及び維持するための経常的な費用

⑦その他、補助金の助成対象として適当でないと（公財）大阪狭山市文化振興事業団が判断したもの。

(別紙3)

団体概要書

団 体 名	
代表者名	
担当者連絡先	担当者名 住 所 〒 電 話 FAX E-mail

設立年月日	年 月 日	会員数	人 (役員名簿を添付)
設 立 目 的			
会報等の発行	有 (年 回) ・ 無		
ホームページ	有 ・ 無 URL		
主な活動内容と 活動実施			
	活動内容のわかるちらし、パンフレットがある場合は添付ください		
過去の補助実績			
今後の展開			

(別紙4)

事業報告書

ふりがな	
団体名	

1. 事業名 (公演タイトル)									
2. 実施期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
3. 使用施設									
4. 参加人数		人	5. 入場者数		人				
5. 協力・連携を行った 団体	団体名								
	協力・連携等の内容								
6. 事業の成果									
7. 事業の経過及び内容									
8. 企画段階から準備、 実施までに発生した 課題・問題点									
9. 写真等 (記録)	別紙のとおり								

(別紙5)				団体名	
収 支 決 算 書					
収入の部					(単位：円)
項 目	予算額	決算額	増減	備考	
1. 団体自己負担					
2. 補助金					
3. 事業収入					
4. 寄付金・協賛金					
5. その他					
合 計					
支出の部					(単位：円)
項 目	予算額	決算額	増減	対象経費	備考
1. 文芸費					
原資料					
脚本料					
構成料					
演出料					
2. 音楽費					
作曲・編曲料					
演奏料					
3. 振付料					
4. 舞台装置費					
附属設備料					
人件費					
5. 照明費					
附属設備料					
人件費					
6. 音響費					
附属設備料					
人件費					
7. 施設使用料					
ホール					
楽屋					
リハーサル					
会議室等					
8. 会場設営費 (展示催事)					
9. 宣伝費					
10. 通信費					
11. 交通、運搬費					
12. その他					
合 計					